

知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市条例第 1 9 号

知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年知多市条例第 1 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(一般廃棄物処理の委託) 第6条 市長は、法第6条の2第2項及び<u>第4項</u>に定める委託の基準に基づき、市が行う一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を市以外の者に委託することができる。 (市民の協力義務) 第7条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、法第6条の2第2項及び<u>第4項</u>に定める基準に準じて処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。 (多量の一般廃棄物等) 第8条 法<u>第6条の2第7項</u>に規定する多量の一般廃棄物並びに一般廃棄物のうち収集及び運搬が困難な粗大ごみその他のものの範囲は、規則で定める。 2 (略)	(一般廃棄物処理の委託) 第6条 市長は、法第6条の2第2項及び<u>第3項</u>に定める委託の基準に基づき、市が行う一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を市以外の者に委託することができる。 (市民の協力義務) 第7条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、法第6条の2第2項及び<u>第3項</u>に定める基準に準じて処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。 (多量の一般廃棄物等) 第8条 法<u>第6条の2第5項</u>に規定する多量の一般廃棄物並びに一般廃棄物のうち収集及び運搬が困難な粗大ごみその他のものの範囲は、規則で定める。 2 (略)